

岩手県営建設工事請負契約書例文（契約の保証に関する特則）の一部改正に係る新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条 受注者は、岩手県営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）第4条の規定にかかわらず、この契約締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（<u>瑕疵担保</u>特約を付したものに限る。）を付さなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p>第2条 前条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が<u>別記第43条第1項各号</u>のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。</p> <p>2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が<u>適用</u>と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から<u>甲</u>に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。</p> <p>(1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>瑕疵担保債務</u>（受注者が施工した出来形部分の<u>瑕疵</u>に係るものを除く。）</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が<u>前項各号</u>に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。</p> <p>4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に<u>生ずる</u>違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。</p>	<p>第1条 受注者は、岩手県営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）第4条の規定にかかわらず、この契約締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（<u>引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する</u>特約を付したものに限る。）を付さなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3</u> <u>第1項の規定により受注者が付す保証は、別記第50条第3項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。</u></p> <p><u>4</u> [略]</p> <p>第2条 前条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が<u>別記第43条各号、第44条各号又は第44条の2各号</u>のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。</p> <p>2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が<u>適当</u>と認めた建設業者（以下<u>この条において</u>「代替履行業者」という。）から<u>発注者</u>に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。</p> <p>(1) 請負代金債権（前払金<u>若しくは中間前払金</u>、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) <u>契約不適合を保証する債務</u>（受注者が施工した出来形部分の<u>契約不適合</u>に係るものを除く。）</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が<u>同項各号</u>に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。</p> <p>4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に<u>生じる</u>違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。</p>
備考	改正部分は、下線の部分である。

附 則

令和2年4月1日以降に締結される契約について適用する。